同志社女子大学緊急対策本部
2020 年 5 月 28 日策定
2020 年 9 月 1 日改定
2021 年 5 月 10 日改定

新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

本マニュアルは、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び京都府の「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」等に基づき、本学における新型コロナウイルス感染症拡大を予防するための基本方針を示すものです。

なお、今後の感染拡大状況や政府及び京都府等の政策等により、その都度、改定を検討するものとします。

１．学生及び教職員の皆さんに実践していただきたい事項

私たちがお互いに安心して教育・研究活動を行うために、以下に示す事項及び国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に生活に取り入れて実践するよう心掛けてください。

（１） 毎日、検温等による体調確認を行った上で登校する。
（２） 発熱や倦怠感など体調に変化（感染の疑い）が生じた場合は、登校を控えるとともに、帰国者・接触者相談センター又は保健所に速やかに相談する。
（３） 帰国者・接触者相談センター又は保健所から濃厚接触者或いは PCR 検査受診の指示、検査結果の連絡等を受けた場合、速やかに学生は学生支援課へ、教職員は所属長へ連絡する。
（４） 本学学生及び教職員に陽性が確認された場合は、所管の保健所と情報を共有し、濃厚接触者の確認等、積極的疫学調査に協力する。
（５） 高齢者や肺気腫などの肺疾患、糖尿病、免疫不全症候群などの基礎疾患のある人などに会う場合は、特に慎重に行動する。
（６） 「感染リスクが高まる「５つの場面」」及び「三つの密」の回避に努め、大人数、長時間の飲食並びに適切な感染防止対策を講じていない店舗の利用は控える。
（７） 毎日の行動履歴を記録する他、接触確認アプリのインストールを推奨する。(厚生労働省：新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、京都府：京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」)
（８） 公私の如何を問わず、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」の積極的な実践する。

同志社女子大学緊急対策本部
2020 年 5 月 28 日策定
2020 年 9 月 1 日改定
2021 年 5 月 10 日改定

「新しい生活様式」の実践例

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
□地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底
□こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）　□身体的距離の確保
□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
□毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（3）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

□接触確認アプリの活用を
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

同志社女子大学緊急対策本部
2020 年 5 月 28 日策定
2020 年 9 月 1 日改定
2021 年 5 月 10 日改定

2．授業

（1）授業は対面形式を基本とし、実施に際しては、『2021 年度対面授業実施に際しての留意事項』に則り、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分配慮しながら授業運営を進める。
ただし、一部の科目については感染拡大防止の観点から、様々な事情に鑑みて、遠隔授業での実施とする。

（2）新型コロナウイルス感染拡大状況等により、対面授業の継続が難しいと判断された場合は、状況に応じて遠隔授業に切り替えることとする。

（3）遠隔授業の形態は、原則として「資料提示による授業」「オンデマンド（動画等配信）型授業」のいずれかとする。

（4）遠隔授業の実施においては、できる限り当該授業が行われる曜日・講時以外の時間帯で受講できるよう配慮する。

（5）対面授業に際して、科目担当者及び学生いずれもマスクを各自で準備し、必ず着用するものとするが、必要に応じてフェイスガードを配付するものとする。

（6）基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生及び授業担当者に対しては、一定の配慮を行うこととする。

（7）情報処理教室・自習室等の各席には、飛沫防止のパーティション等を設置する。

（8）いわゆる「三つの密」を回避するための科目の分割実施、実技科目については接触感染を防ぐために接触を回避できる別の種目に変更する等、必要に応じてシラバスを修正し柔軟な対応を可能とする。

（9）非接触体温計を教務部等の窓口、講師控室等に配備し、必要に応じて検温できる態勢を講じる。

（10）校外授業等、学外で実習、フィールドワーク等を行う場合、利用施設等が定める感染予防マニュアル及び利用施設の指示等に従い、必要に応じて規模や内容を変更する。また、グループで活動する場合には少人数で編成する、各人の距離を適切に保つ等の工夫を講じる、公共交通機関を利用して移動する場合には可能な限り混雑する時間帯を避けて移動する等、感染拡大の予防につとめる。

（11）ゼミ合宿等の集団やグループで宿泊を伴う正課活動については、当面の間、実施しないこととする。

（12）新型コロナウイルス感染拡大状況によっては試験が実施できない可能性もあるため、できる限り対面形式ではない形態での試験実施をお願いせざるを得ないこともある。

（13）授業担当者はできるだけ出席者を記録する。

3．イベント・講演会・説明会等

不特定多数の者が集まり、密な状況が発生しやすいことから、消毒の徹底や「三つの密」を徹底的に回避するなど、以下の感染拡大予防の取り組みを講じ、本学の運営上必要不可欠なイベント等のみ開催する。

（1） 各会場の収容定員の１/２以下に入場者を制限し、座席の間隔はできる限り１m以上とする。
（2） 参加者は入場時に記名等を行い、主催者（部署）は適正な名簿の管理を行う。
（3） 参加者には入場時に検温等の健康観察を行う。
（4） 手指の消毒やマスク着用等の咳エチケットの徹底をはかる。
（5） 消毒液の設置と定期的な消毒、窓・ドアの開放等による定期的な換気等、感染拡大予防のための措置を最大限講じる。
（6） 参加者同士が大声での会話を行わないよう注意喚起を行う。

4．食堂・購買等の利用

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や「三つの密」を徹底的に回避するなど、以下の感染拡大予防の取り組みを講じる。

（1） 混雑時は、入場制限を実施する。
（2） 入退出時（入退出時の行列含む）は、人と人との十分な間隔を確保する。
（3） 食堂等では座席の間にパーティションを設け、間隔を十分に空けて着席する。
（4） 従業員と利用者の間は、ビニールシート等により遮蔽する。
（5） レジ等に並ぶ場合はフロアマーカー等により間隔を空ける。
（6） 食堂利用者は「黙食」を徹底し、食事等が終了次第速やかに退店するなど滞留時間を短くする。
（7） 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

5．学寮

学寮は、複数の学生が集う生活空間である特性を踏まえ、消毒の徹底や「三つの密」を徹底的に回避するとともに、寮内マスク着用（寮居室を除く）を寮生が日常的に行うよう啓発活動を推進し、以下の感染拡大予防の取り組みを講じる。

（1） 寮食堂の利用は、座席の配置、利用時間等に関する制限を設ける。
（2） 寮内共有施設の定期的な消毒を行う。
（3） 寮生は検温を含めた健康観察記録をとる。
（4） 寮生は不要不急の外出を自粛する。
（5） 寮生は「三つの密」の発生回避に努め、寮居室及び共有スペースでの長時間の懇談

等は控える。

６．課外活動

課外活動については、本学の公認団体（クラブ・同好会）に限り、以下の感染拡大予防のための取り組みを講じた上で活動を認める。

（１）事前に所定の活動計画書を学生支援課に提出し許可を得る。

（２）所定の「活動記録用紙」に参加者名簿・検温・活動内容・活動時間等を記録する。

（３）部員各自は日常的な健康管理（観察）に努め、発熱・倦怠感・軽度であっても咳・咽頭痛など体調不良者及び海外帰国者（帰国後２週間以内）の課外活動への参加は認めない。

（４）活動にあたっては、マスクを必ず着用（※）し、「三つの密」の回避・換気・手洗い（アルコール消毒）などの感染防止対策及びソーシャルディスタンスの確保に努める。

（※）体育会系クラブにおける運動中は除く。

（５）活動時間は、十分な換気・休憩時間、用具等の消毒処置を含め、3 時間以内とする。

（６）宿泊を伴う遠征・合宿を禁止する。

（７）学内外で実施する通常活動以外のイベントや会食を禁止する。

（８）他大学や学外団体等との合同練習や練習試合、交流企画等の実施及び公式試合（大会）等への出場については、別途学生支援課の許可を得る。

（９）クラブ BOX は、活動に必要な用品備品等の調達等に留め、クラブ BOX 内での活動は禁止する。

（10）本学の各部署において許可された課外活動についても感染拡大予防のための取り組みを講じる。

７．施設・設備の利用

（１） 共用エリア、講義演習室、図書館、情報処理自習室、ラーニング・コモンズ、食堂、トイレ、ラウンジは、担当者が最低一日一回、ドアノブ・什器等の消毒を実施する。また、消毒後は可能な限り扉・窓を開放し換気を行う。

（２） 情報処理自習室等にある PC 及び什器は、利用の都度、利用者が各自で消毒を実施する。

（３） 実験実習室、音楽学科練習室は、授業担当者又は各学部・研究科事務室において、ドアノブ・室内の必要な場所、実験機器等の消毒を実施する。

（４） 実験実習担当者は換気装置を作動させ、十分な換気量を確保する。

（５） トイレのブースがすべて使用中の場合は、トイレの外で順番を待つ。

（６） トイレ使用後は便器の蓋を閉めてから洗浄する。

同志社女子大学緊急対策本部

2020 年 5 月 28 日策定

2020 年 9 月 1 日改定

2021 年 5 月 10 日改定

（７） 適切な距離を確保するため、ラウンジの椅子等の什器は削減する。

（８） エレベーターの利用は、高層（5～6）階利用者、車いす利用者又は台車の利用のみとする。

（９） 学外者への施設・設備の貸出は原則として行わない。

（10）各施設・設備の利用については、上記の他、管理部署が個別に定める指示に従うこと。